

令和4年度
日本学生支援機構奨学金

在学定期
二次採用に係る
手続きについて

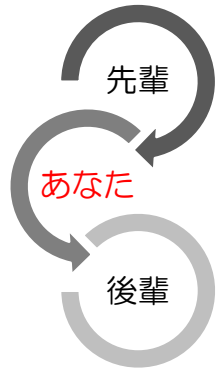
教育・学生支援部
学生支援課 経済支援係

目次

日本学生支援機構奨学金の在学定期採用について
以下に沿って説明いたします。

1. 貸与奨学金について
2. 給付奨学金について
3. 採用・申請手続きについて

1. 貸与奨学金について



奨学金の循環運用

日本学生支援機構の貸与奨学金は卒業後に返還する義務があります。

奨学金を借りるのも、返すのも「皆さん自身」です。

借りすぎに注意し、適切な金額を選んで申し込んでください。

(貸与奨学金案内5頁参照)

貸与奨学金の種類と貸与月額

第一種奨学金【無利子】 平成30年度以降入学者

貸与月額		貸与始期
自宅 通学	2万円、3万円、4万5千円から選択	10月
自宅外通学	2万円、3万円、4万円、5万1千円から選択	

※選択する月額により、異なる家計基準が適用されます。

※給付奨学金と併せて採用になった場合、給付奨学金の採用区分によって貸与月額に調整がかかります。

第二種 奨学金【有利子】

貸与月額	貸与始期
2万円から12万円までの1万円単位の金額から月額を選択	10月～3月で希望する月

入学時特別増額貸与奨学金【有利子】

貸与月額	貸与始期
10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択 ※初回振込時のみ ※貸与奨学金と入学時が同時の場合のみ対象	初回振込時

(貸与奨学金案内6・7・13頁参照)

貸与奨学金対象者の要件（学力基準）

◇ ①～③のいずれかに該当すること

「第一種奨学金」又は「併用貸与」	
1年次	<p>①高等学校又は専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.5以上</p> <p>②①の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税（市区町村民税所得割額が0円）である者、生活保護受給世帯の者又は社会的擁護を必要とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア. 特定の分野において、特に優れた能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること</p> <p>イ. 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること</p> <p>③高等学校卒業程度認定試験合格者であること</p>

（貸与奨学金案内10頁参照）

貸与奨学金対象者の要件（学力基準）

◇ ①～④のいずれかに該当すること

「第二種奨学金のみ」	
	<p>①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること</p> <p>②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること</p> <p>③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること</p> <p>④高等学校卒業程度認定試験合格者で①～③のいずれかに準すると認められること</p>

（貸与奨学金案内10頁参照）

入学時特別増額貸与奨学金

	基準
学力	併せて貸与を受けることとなる奨学金の基準を適用
家計	認定所得金額が0円以下 ※認定所得金額が0円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれど利用できなかった人は認定所得金額0円以下とみなす

(貸与奨学金案内13頁参照)

入学時特別増額貸与奨学金

スカラネット入力に入力後、入学時特別増額貸与奨学金の書類提出が必要と在学から連絡を受けた人は、在学が指定する期限までに、下表の必要書類（第一種奨学金はア及びイ、第二種奨学金及び併用貸与はア～ウが必要）を不備なくととのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。
なお、学校からの連絡時期の都合上、原則として必要書類を提出できる時期は採用後になるため、入学時特別増額貸与奨学金の振込みまでには時間を要する場合があります。

	必要書類	書類入手方法
ア	「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	大学（所定様式）
イ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー (圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください。)	日本政策公庫
ウ	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」 (第二種奨学金及び併用貸与申込者のみ必要)	大学（所定様式）

(貸与奨学金案内31頁参照)

入学時特別増額貸与奨学金

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと
3. 使途が教育費であること
4. 保護者等による申し込みであること
5. 過去の公庫の「教育ローン」を利用していないこと

公庫の融資の申込	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～5の要件を全て満たしたが、審査の結果、融資を断られた	○ (利用可)
上記1～5の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	× (利用できません)
上記1～5の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	× (利用できません)

(貸与奨学金案内31頁参照)

2. 給付奨学金について

日本学生支援機構の給付奨学金は
高等教育の修学支援制度のひとつとして、
国又は地方公共団体から対象となることの
確認を受けた学校の学生に対して、
原則として返還義務のない奨学金を
支給するものです。



(給付奨学金案内2頁参照)

給付奨学金について

日本学生支援機構の給付奨学金は
国費を財源としています。

学業成績などが基準を下回る場合、
奨学金の支給を打ち切ることがあります。



やむを得ない理由がなく
学業成績が著しく不振の場合、
在学から退学などの処分を受けた場合は、
返還が必要になることがあります。

(給付奨学金案内2頁参照)

給付奨学金について

給付奨学金の支給対象の学生は、
授業料等の減免も同時に受けることができます。

※奨学金の申請とは別に

授業料減免の申込が必要となります。

詳細は授業料免除ホームページをご参照ください。

☞ (<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menio/>)

(給付奨学金案内2頁参照)

給付区分と月額

給付奨学金

給付区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

※ () 内の金額は生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する学生

(給付奨学金案内14頁参照)

第一種奨学金の併給調整

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

第一種貸与奨学金と給付奨学金が同時に採用となった場合、給付奨学金の区分に応じて、第一種奨学金が以下の通り併給調整されます。

給付区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

※ () 内の金額は生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する学生

※給付奨学金が遡って採用されることで、第一種奨学金と併給状態となった場合、調整金額の返戻が必要となる場合があります。

(給付奨学金案内15頁参照)

給付奨学金支給対象者の要件（基準）

（1）学業成績等に関する要件（給付奨学金案内8頁）

☞学業成績等に係る基準①～③

（2）家計に係る基準（給付奨学金案内9・10頁）

☞機構がマイナンバーにより審査を行います

（3）その他の要件（給付奨学金案内6・7・11～13頁）

☞大学等への入学時期等に関する基準①～③

（給付奨学金案内8～13頁参照）

給付奨学金支給対象者の要件

（1）学業成績等に係る基準①

◇ ①～③のいずれかに該当すること

入学後1年を経過していない人

①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の1/2以上の範囲に属すること

②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

③将来、社会で自立し、活躍する目的をもって修学する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

（給付奨学金案内8頁参照）

給付奨学金支給対象者の要件 (1) 学業成績等に係る基準②

◇ ①、②のいずれかに該当すること

入学後1年以上を経過した人

①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること

②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

※GPA・修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」
※標準単位数以上でないことについて、

災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が
標準単位数未満であっても学修意欲を有することが確認できる場合は除く

※②に該当する場合、大学から学修計画書の作成を依頼します。

（給付奨学金案内8頁参照）

給付奨学金支給対象者の要件 (1) 学業成績等に係る基準③

※基準①②を満たす場合であっても、在学中の学業成績等が
下表①～③に該当する場合は支給対象外となります。

①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと

②修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること

③履修科目の授業への出席率が5割以下であること、

その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断

※上記①～③に当てはまる場合であっても、

災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、
支給対象となり得ます。

※編入学や転学をしている場合、編入学や転学前の学校で
上記①～③に当てはまる場合は採用となりません。

（給付奨学金案内8頁参照）

給付奨学金支給対象者の要件 (3) 大学等への入学時期等に関する基準①

◇ A～Cのいずれかに該当すること

A：高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (例) 2019年3月に高等学校を卒業
→ 2021年度末までに大学等へ入学した人
2017年3月に高等学校等を卒業
→ 2019年度末までにA短期大学へ入学し、
A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人

(給付奨学金案内6頁参照)

給付奨学金支給対象者の要件 (3) 大学等への入学時期等に関する基準②

B：高等学校卒業程度認定試験の受験資格を
取得した年度（16歳となる年度）の初日から
認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が
5年を経過していない人
(5年を経過していても毎年度認定試験を受験していた人は含む)
で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から
大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (例)
- 16歳となる2016年度から
5年を経過していない2018年度に認定試験に合格し、
2021年度末までに大学等へ入学した人
 - 16歳となる2011年度から
5年以上経過した2018年度に認定試験に合格し、
2021年度末までに大学等へ入学した人
(5年経過後の2016・17年度ともに認定試験を受験していることが必要)

(給付奨学金案内6頁参照)

給付奨学金支給対象者の要件

(3) 大学等への入学時期等に関する基準③

C：以下のa～cのいずれかに該当する人
(その他、外国の学校教育の課程を修了した人など)

- a 学校教育法施行規則第150条に該当する
高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる
いずれかに該当する者として入学した人であって、
それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、
大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
- b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定するいずれかに該当する者として
入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び
特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、
大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
- c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定するいずれかに該当する者として
入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の
翌年度の末日までのもの

(給付奨学金案内7頁参照)

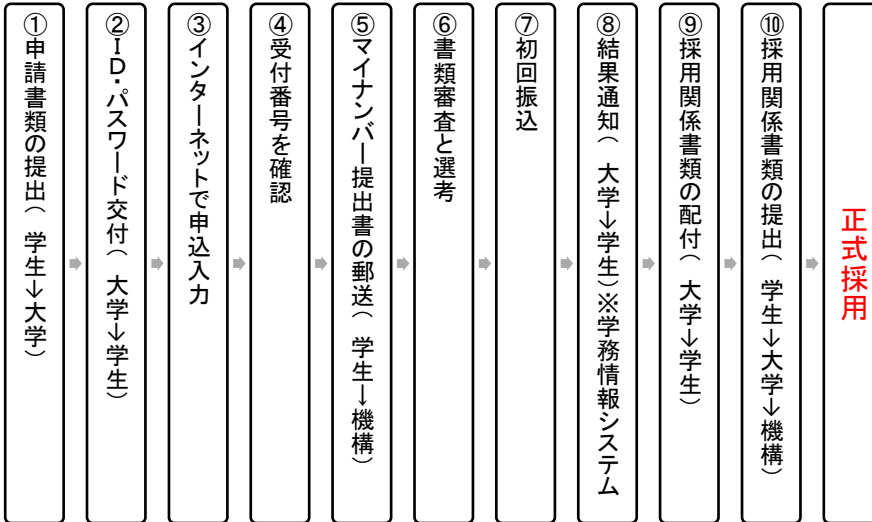
3. 採用・申請手続きについて (学部)

募集方法	募集時期	対象者
高校予約採用 (貸与・給付)	高校在学中	高校から大学へ進学予定の方
在学定期採用 (一次・二次) (貸与・給付)	春・秋	在学生
家計急変 (給付) 緊急・応急 (貸与) 採用	随時受付 <small>※但し家計急変月を基 にした申請期限があるため 至急申し出ること</small>	家計が急変した在学生

(貸与奨学金案内3頁・給付奨学金案内5頁 参照)

在学定期採用における奨学金申請から採用まで

※詳しい流れは[こちら](#)



貸与奨学金における提出書類

希望者全員が提出する書類

1. 日本学生支援機構奨学金申込確認票 (提出書類チェックリスト)
2. スカラネット入力下書き用紙 (コピー) ※必要事項記入済みのもの
3. 2022年度第一種奨学金・第二種奨学金確認書兼
個人信用情報の取扱いに関する同意書【提出用】

※給付奨学金と併せて申込をする際は、
給付奨学金案内在中のスカラネット下書き用紙に
ご記入ください。

※令和4年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる
ことに伴い、18歳以上の申請者について親権者の同意は不要
となります。

貸与奨学金における提出書類

該当者が提出する書類

4.生計維持者の収入に関する証明書 (コピー可)	『貸与奨学金案内』32～35頁参照
5.特別控除に関する証明書	貸与奨学金案内39頁を参照
①就学者(高校生以上)のいる世帯	兄弟姉妹(高校生以上)の 学生証のコピーまたは 在学証明書(原本)
②障害者のいる世帯	障害者手帳等のコピー
③介護認定者のいる世帯	介護認定証等のコピー (要介護認定3以上対象)
④長期療養者(6か月以上)のいる世帯	(1)長期療養者控除申立書【所定用紙】 (2)領収書等のコピー(申立の証明書)

※【所定書式】は[こちら](#)からダウンロードすることができます。

貸与奨学金における提出書類

該当者が提出する書類

⑤主たる家計支持者別居の世帯	(1)家計支持者別居(単身赴任等)に 係る控除申立書【所定用紙】 (2)最新1ヶ月分の家計支持者の 給与明細のコピー (3)単身赴任先での住居・光熱水料等に かかる領収書のコピー
⑥申請日以前1年以内に地震・風水害等の 被害を受けた世帯	(1)り災証明書と被害により生じた実費を 証明する領収書のコピー

※【所定書式】は[こちら](#)からダウンロードすることができます。

給付奨学金における提出書類

希望者全員が提出する書類

- 1.日本学生支援機構奨学金申込確認票（提出書類チェックリスト）
- 2.スカラネット入力下書き用紙（コピー）※必要事項記入済みのもの
- 3.給付奨学金確認書
- 4.[大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書（新様式2）](#)

提出書類（貸与・給付共通）

該当者が提出する書類

5.在留資格・在留期間を確認する書類	申込者本人が外国籍の場合
6.「施設等在籍証明書」 「児童（里親）委託証明書」 「措置解除決定通知書」	申込者本人が社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた場合
7.マイナンバーを提出できない 生計維持者の「課税証明書」 「生活保護受給資格者証」及び 「マイナンバーに代わる提出書類」	生計維持者が海外に居住し、2021年1月～12月分の住民税が課税されていない場合 （2022年1月1日時点で国内に居住していない場合）
8.生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」	生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合

※給付奨学金案内18頁を参照

申請にかかる各種期限

【書類請求期限】 **9月16日（金）必着**

【書類受付期限】 **10月3日（月）必着**

（※土日・祝日は休業日となっております。）

【送付先】

〒980-8576 仙台市青葉区川内4-1

東北大学 教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

※朱書きで「日本学生支援機構奨学金申請書類在中」と記載

※配達記録の残る方法で郵送ください。

（簡易書留・レターパック等）



注意事項

※今後の奨学金のお知らせは
学務情報システム及び本学ホームページ上で
随時お知らせいたしますので
こまめに確認するようにしてください。

※書類等の確認のため、
(022) -795-7816から
ご連絡を差し上げる場合があります。
番号の登録をお願いします。